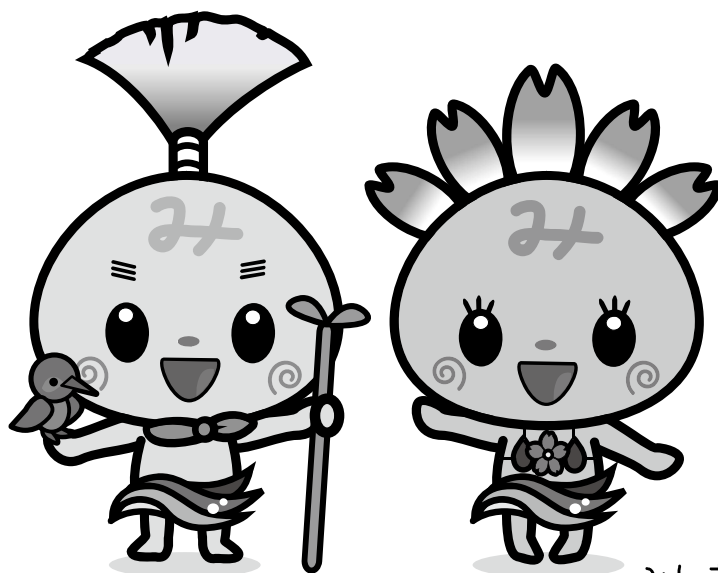


令和 8 年度（2026 年度）

# 償却資産(固定資産税)申告の手引き



みしまるくん

みしまるこちゃん

〔 三島市マスコットキャラクター 〕

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年 1 月 1 日現在に所有している償却資産について、資産所在地の市町村長に申告していただくことになっておりますので、この「申告の手引き」を参考に申告書を作成の上、提出していただきますようお願いいたします。

(地方税法第 383 条<固定資産の申告>)

## 申告期限…令和 8 年 2 月 2 日 (月)

期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、令和 8 年 1 月 15 日 (木) までの申告にご協力をお願いします。

電子申告 (eLTAX) での申告も受付けています。手引き 12 ページ「9.エルタックス (eLTAX) での申告について」をご覧ください。

※資産の増減のない方、休業、廃業等をされた方もその旨を記載し、申告してください。

# I 償却資産のあらまし

## 1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業に用いることができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法及び所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産のことをいいます。

具体的には、構築物（建物附属設備を含みます）、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等の固定資産を指します。

ただし、家庭用の資産や販売用に陳列保管している棚卸資産、ソフトウェア・特許権・電話加入権のような無形固定資産、自動車税又は軽自動車税の課税対象となるべき自動車等は、対象になりません。

なお、「事業に用いる」とは、所有者がその資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

## 2 資産の種類と主な償却資産

| 種類 |                   | 主な償却資産（具体例）                                                                                         |                                                                            |
|----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 構 築 物             | 土地に定着しない簡易な建物又は周壁等で外界と遮断されない建物                                                                      | プレハブの簡易事務所や物置、農業用ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ごみ置き場、ゴルフ練習場等                     |
|    |                   | 土地に定着した土木設備                                                                                         | 広告塔、門塀、外灯、舗装路面（駐車場・構内舗装等）、外構工事、緑化施設（植栽等を含む）、擁壁（事業用資産に資する工作物）、煙突等           |
|    |                   | 建物附属設備                                                                                              | 受変電設備、厨房設備、屋外給排水設備、簡易間仕切り、建物から独立した諸設備等<br>→特定の生産又は業務用の設備（事業用目的のために設置される設備） |
|    |                   | 建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備                                                                           | 店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等（平成16年4月1日以降のもの）                            |
| 2  | 機 械 及 び 装 置       | 製造機械設備                                                                                              | 金属加工設備、その他製造機械設備等                                                          |
|    |                   | 工作機械                                                                                                | 旋盤、フライス盤、ボール盤等                                                             |
|    |                   | 搬送設備                                                                                                | クレーン、コンベア等                                                                 |
|    |                   | その他設備                                                                                               | ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械装置等                                               |
| 3  | 船 舶               | モーターボート等                                                                                            |                                                                            |
| 4  | 航 空 機             | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等                                                                                   |                                                                            |
| 5  | 車 両 及 び 運 搬 具     | フォークリフト等の大型特殊自動車、構内運搬具、台車等<br>※自動車税又は軽自動車税の課税対象となるべきものは除きます。                                        |                                                                            |
| 6  | 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品 | ドリル、カッター等の工具、応接セット、机、パソコン、プリンタ、複写機、理美容器具、医療機器、金庫、ロッカー、陳列ケース、自動販売機、ルームエアコン、冷蔵庫、テレビ、レジスター、カラオケ等の音響機器等 |                                                                            |

### 3 業種ごとの主な償却資産

| 業 種      | 課税対象となる資産（具体例）                                                                                        |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共 通      | 看板、舗装路面、外構工事、動力配線設備、屋外給排水設備、有線・無線LAN設備、日よけ、ブラインド・カーテン、ルームエアコン、コピー機、自動販売機、レジスター、キャビネット、応接セット、テレビ、パソコン等 |
| 製 造 業    | 金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包器等                                                                         |
| 印 刷 業    | 各種製版機及び印刷機、裁断機等                                                                                       |
| 不動産貸付業   | 屋外給排水設備、受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動計算装置、門扉、緑化設備、塀等                                   |
| 飲 食 業    | テーブル、イス、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等                                                                            |
| 小 売 業    | 陳列棚、陳列ケース（冷凍機・冷蔵庫付のものを含む）等                                                                            |
| 建 設 業    | ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、他大型特殊自動車等（自動車税又は軽自動車税の課税対象になるべきものを除く）                                          |
| 娛 楽 業    | パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等                                                        |
| ゴルフ練習場   | フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機等                                                            |
| ホ テ ル 業  | 客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等                                                    |
| 理 美 容 業  | 理美容イス、洗髪設備、消毒殺菌設備、ドライヤー等                                                                              |
| 医科歯科業    | 医療機器等（ベッド、エックス線装置、歯科ユニット等）                                                                            |
| ガソリンスタンド | 洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等                                                                         |

※ 課税対象となる償却資産及び耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表」（総務省）を参考にしてください。

### 4 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

#### (1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの、顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いものや、単に移動・転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたものは、償却資産の対象となります。

#### (2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱いますので、賃借人（テナント）が償却資産として申告してください。

## Ⅱ 償却資産の申告方法等

### 1 申告の必要な方

令和 8 年 1 月 1 日現在、三島市内に事業用の償却資産を所有している法人又は個人の方です。

また、内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）の方も申告が必要です。

解散、廃業又は移転等ですべての資産が減少した方、あるいは償却資産を所有していない方も、申告書右下の「18 備考欄」にその旨（6 ページ参照）を記入して必ず申告してください。

### 2 申告の必要な資産

- (1) 申告の対象となる資産は、令和 8 年 1 月 1 日現在、事業に用いることができる土地及び家屋以外の有形固定資産で、原則として耐用年数が 1 年以上かつ 1 個又は 1 組の取得価額（附帯費用を含む）が 10 万円以上の事業用資産です。

ただし、取得価額が 10 万円未満の資産でも、法人税法又は所得税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は、申告の必要な資産になります。

- (2) 次のような資産も、事業に用いることができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ② 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 遊休資産及び未稼働資産（いつでも稼働できる状態の資産）
- ④ 借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑤ 改良費のうち税務会計上資本的支出に該当するもの
- ⑥ 福利厚生のに供する資産
- ⑦ 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」を適用する取得価額 30 万円未満の資産（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）
- ⑧ 自動車税・軽自動車税の課税対象とならない車両及び運搬具
- ⑨ 償却済み資産（法定の減価償却を終えたが、事業の用に供している資産）
- ⑩ 平成 27 年 1 月 1 日以降取得の取得価額が 100 万円未満の美術品等

### 3 申告の必要がない資産

次のような資産は、事業に用いることができる資産であっても申告の必要がありません。

- ① 一時損金に算入したもの（取得価額が 10 万円未満で法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条の規定により一時損金に算入したもの）
- ② 一括償却資産（取得価額が 20 万円未満で、法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条の規定により一括して 3 年間で均等に償却する資産）
- ③ 法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が 20 万円未満の資産
- ④ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるべき資産
- ⑤ 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、電話加入権等）
- ⑥ 非減価償却資産（書画、骨董等で希少価値を有し、代替性のないもの）
- ⑦ 繰延資産（試験研究費等）
- ⑧ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）

地方税法第341条第4号、同施行令第49条の規定により、償却資産の申告対象外とされる「少額資産」とは、取得価額が10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。また、法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、取得価額が20万円未満のリース資産に限られます。

少額であっても個別に減価償却することを選択した資産や、租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、償却資産の申告対象となります。

| 取得価額       |                                                                                                             | 10万円未満 | 10万円以上20万円未満 | 20万円以上30万円未満 | 30万円以上 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------|--------------|--------|
| 償却方法・リース資産 |                                                                                                             |        |              |              |        |
| 個別減価償却     | 減価償却額又は減価償却費が法人税法・所得税法の規定により、所得の計算上、損金又は必要経費とした資産<br>※個人の方がH10/4/1以降に取得した10万円未満の資産は全て必要経費となるため、申告対象ではありません。 | 申告対象   |              |              |        |
| 中小企業特例     | 租税特別措置法第28条の2、第67条の5<br>※10万円未満：H15/4/1～H18/3/31までに取得したものに限り<br>10万円以上：H15/4/1～R8/3/31までに取得したものに限り          | 申告対象   |              |              |        |
| 3年一括償却     | 法人税法施行令第133条の2(1)又は所得税法施行令第139条(1)                                                                          | 申告対象外  |              |              |        |
| 一時損金算入     | 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条                                                                                  | 申告対象外  |              |              |        |
| リース資産      | 法人税法第64条の2(1)又は所得税法第67条の2(1)                                                                                | 申告対象外  |              | 申告対象         |        |

#### 4-1 提出していただく書類（同封されている様式で申告する場合）

##### (1) 今年度初めて申告される方

令和8年1月1日現在、三島市内に所有しているすべての償却資産を申告してください。

| 償却資産の所有状況 | 償却資産申告書 | 種類別明細書 | 申告書「18備考」欄記載事項 |
|-----------|---------|--------|----------------|
| 該当する資産がある | ○       | ○      |                |
| 該当する資産がない | ○       | ×      | 資産なし           |

##### (2) 前年度に申告をした方

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増減した償却資産を申告してください。

| 償却資産の所有状況       | 償却資産申告書 | 種類別明細書 | 申告書「18備考」欄記載事項 |
|-----------------|---------|--------|----------------|
| 資産の増減がない        | ○       | ○      | 増減なし           |
| 資産の増加のみ         | ○       | ○      |                |
| 資産の減少のみ         | ○       | ○      |                |
| 資産の増加と減少        | ○       | ○      |                |
| 資産を所有していない      | ○       | ×      | 資産なし           |
| 廃業又は事業所を市外へ移転した | ○       | ○      | 該当事由及び年月       |

##### (3) 申告書提出時に留意していただきたい点

マイナンバーを記入した申告書をご提出いただく場合、番号法の規定によりマイナンバー及び本人確認が必要となりますので、次のいずれかの書類の提示又は写しの提供をお願いします。

① 納税者本人のマイナンバーカード（両面）

② 納税者本人の通知カード（記載内容に変更がないもの）＋本人確認書類（写真つき）

※代理人が申請する場合は、代理権確認資料と代理人の本人確認書類も持ちください。

(4)償却資産申告書等の記載例

ア 償却資産申告書

事業の種類をできるだけ具体的に記載してください。  
2 種以上の事業を営んでいる場合には、主たる事業種  
目を記載してください。また、法人の場合は資本金等の  
金額も記載してください。

三島市内での事業開始年月を  
記載してください。

この申告について直接応答で  
きる方の氏名及び電話番号を  
記載してください。

経理を委託している税理  
士等の氏名及び電話番号  
を記載してください。

申告書を提出する年月日を記  
載してください。

個人については、事業主の住民  
登録地を記載してください。

資産所有者の氏名(法人にあつ  
ては法人名及び代表者の氏名)  
を記載してください。また、個人の  
場合は屋号を記載してください。  
※押印は不要です(押印の有  
無に関わらず受付いたします)。

前年中に減少した資産の取得  
価額の合計額を資産の種類別  
に記載してください。

申告漏れ資産がある場合は  
前年前に取得したもの(イ)を  
訂正して備考欄にその旨を記  
載してください。

前年中に取得した資産の取得  
価額の合計額を資産の種類別  
に記載してください。

※(ホ)、(ヘ)、(ト)は記載する必要はありません。  
ただし、申告者自身が電算システ  
ム等で作成した申告書(電算処理)によ  
り申告する方は必ず記載してください。

[(イ) 前年前に取得したもの] - [(ロ) 前年中に減少したもの]  
+ [(ハ) 前年中に取得したもの] によって算出した  
取得合計額を資産の種類別に記載してください。

|             |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
|-------------|------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 受付印         | 令和8年 1 月 15 日                      | 静岡県 三島市長 殿              | 令和 8 年度                                    | 償却資産申告書(償却資産課税台帳) |               |               |               |               |               |               |               |                           |               | ※ 所有者コード 01234567 |               |
| 1 所 有 者     | (ふりがな) 住所又は郵便通知書送付先<br>三島市北田町4番47号 | 個人番号又は法人番号<br>〒411-0854 | 3 事業種類<br>(資本金等の額)<br>その他製造業<br>( 20 百万円 ) | 6543210123456     | 8 短縮耐用年数の承認   | 9 増加償却の届出     | 10 非課税後当資産    | 11 課税標準の特例    | 12 特別償却又は圧縮記載 | 13 税務会計上の償却方法 | 14 青色申告       | 15 市 町 村 内 における事業所等資産の所在地 | 16 借用資産       | 17 事業所用家屋の所有区分    | 18 備考(添付書類等)  |
| 2 氏 名       | 株式会社 みしま                           | 代表取締役 みしま 太郎            | 5 事業開始年月<br>昭和 52 年 9 月                    | 三島 花子             | 三島市北田町4-47    | 三島市中央町5-5     | 三島市太田町1-8-38  | 三島市北田町4-47    | 三島市中央町5-5     | 三島市太田町1-8-38  | 三島市北田町4-47    | 三島市中央町5-5                 | 三島市太田町1-8-38  | 三島市北田町4-47        | 三島市中央町5-5     |
| 3 資 産 の 種 別 | 前年中に取得したもの(イ)                      | 前年中に減少したもの(ロ)           | 前年中に取得したもの(ハ)                              | 前年中に減少したもの(ヘ)     | 前年中に取得したもの(ト) | 前年中に減少したもの(ニ) | 前年中に取得したもの(ホ) | 前年中に減少したもの(ヘ) | 前年中に取得したもの(ト) | 前年中に減少したもの(ニ) | 前年中に取得したもの(ホ) | 前年中に減少したもの(ヘ)             | 前年中に取得したもの(ト) | 前年中に減少したもの(ニ)     | 前年中に取得したもの(ホ) |
| 1 構築物       | 2,800,000                          |                         | 1,200,000                                  | 4,000,000         |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 2 機械及び装置    | 1,587,000                          | 720,000                 |                                            | 867,000           |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 3 船 舶       |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 4 航空機       |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 5 車両及び運搬具   |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 6 工具・器具及び備品 | 1,808,000                          | 290,000                 | 294,000                                    | 1,812,000         |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 7 合 計       | 5,995,000                          | 1,010,000               | 1,494,000                                  | 6,479,000         |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 資産の種類       | 評価額(ホ)                             | 減価償却額(ヘ)                | 評価額(ト)                                     | 減価償却額(ニ)          | 評価額(ホ)        | 減価償却額(ヘ)      | 評価額(ト)        | 減価償却額(ニ)      | 評価額(ホ)        | 減価償却額(ヘ)      | 評価額(ト)        | 減価償却額(ニ)                  | 評価額(ホ)        | 減価償却額(ヘ)          | 評価額(ト)        |
| 1 構築物       |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 2 機械及び装置    |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 3 船 舶       |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 4 航空機       |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 5 車両及び運搬具   |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 6 工具・器具及び備品 |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |
| 7 合 計       |                                    |                         |                                            |                   |               |               |               |               |               |               |               |                           |               |                   |               |

該当するほうを○で囲んでください。

三島市内における資産所在地を記載してください。  
また、2 か所以上の資産所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、主たる所在地の番号を○で囲んでください。

借用資産(リース資産)がある場合、「有」を○で囲むとともに、貸主の名称等を記載してください。

事業所用家屋の所有区分について該当するほうを○で囲んでください。

18 備考  
・前年中に資産の増減がない場合「増減なし」  
・該当する資産がない場合「資産なし」  
・申告漏れ資産があった場合は取得価額(イ)を訂正し、備考欄に記載  
・住所、氏名等、前年申告内容に異動があれば異動事項  
・その他この申告に必要な事項や償却資産の評価の参考となる事項、添付書類の名称等



イ 種類別明細書 (前年度に申告をした方は R7.1.2～R8.1.1 までの間に増減のあった資産を、また、初めて申告する方は全ての資産をご記入ください)

「1 構築物」、  
「2 機械及び装置」、  
「3 船舶」、  
「4 航空機」、  
「5 車両及び運搬具」、  
「6 工具、器具及び備品」に分類し、該当する  
1から6までの番号を記載してください。

当該資産の取得価額を記載してください。「取得価額」とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額をいい、据付費、運送料、手数料、関税等、当該資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

当該資産の耐用年数を記載してください。耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 6 に掲げられている耐用年数です。

「1 新品取得」、「2 中古取得」、  
「3 移動による受入れ」、  
「4 その他」のいずれかの番号を記載してください。  
「4 その他」の場合は、その事由を「摘要」欄に記載してください。

※ 所有者コード ※

令和 8 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※ 所有者 株式会社 みしま

校のち 1 校 目

| 行<br>番号 | 資産<br>コード | 資産<br>の<br>種類 | 資産の名称等   | 数量 | 取得年月   | 取得価額      | 耐用<br>年数 | 減価<br>残存<br>率 | 価<br>額  | 課税標準額<br>※ 課税標準の<br>率 | コード | 増加<br>事由 | 摘要             |
|---------|-----------|---------------|----------|----|--------|-----------|----------|---------------|---------|-----------------------|-----|----------|----------------|
| 1       | 1         | 1             | 駐車場舗装    | 1  | H21.5  | 2,800,000 | 10       | 0.794         | 140,000 |                       |     | 1・2      |                |
| 2       | 2         | 2             | コンクリート   | 1  | H21.10 | 720,000   | 8        | 0.750         | 36,000  |                       |     | 1・2      | R7・8月<br>売却    |
| 3       | 3         | 3             | パキエーム    | 1  | H26.9  | 867,000   | 8        | 0.750         | 43,350  |                       |     | 3・4      |                |
| 4       | 4         | 4             | 測定装置     | 2  | H20.1  | 580,000   | 5        | 0.631         | 43,500  |                       |     | 1・2      | 数量3→2<br>一部減少  |
| 5       | 5         | 5             | タイムレコーダー | 1  | H29.2  | 210,000   | 5        | 0.631         | 10,500  |                       |     | 3・4      |                |
| 6       | 1         | 1             | 屋外排水設備工事 | 1  | R7.8   | 1,200,000 | 15       |               |         |                       |     | 1・2      |                |
| 7       | 6         | 6             | エアコン     | 2  | R2.11  | 528,000   | 6        |               |         |                       |     | 3・4      | 申告漏れ           |
| 8       | 6         | 6             | コピー機     | 1  | H29.7  | 294,000   | 5        |               |         |                       |     | 1・2      | R7・7月<br>沼津市から |
| 9       |           |               |          |    |        |           |          |               |         |                       |     | 3・4      |                |
| 10      |           |               |          |    |        |           |          |               |         |                       |     | 1・2      |                |
| 11      |           |               |          |    |        |           |          |               |         |                       |     | 3・4      |                |
| 12      |           |               |          |    |        |           |          |               |         |                       |     | 1・2      |                |
| 13      |           |               |          |    |        |           |          |               |         |                       |     | 3・4      |                |
| 14      |           |               |          |    |        |           |          |               |         |                       |     | 1・2      |                |
| 15      |           |               |          |    |        |           |          |               |         |                       |     | 3・4      |                |
| 16      |           |               |          |    |        |           |          |               |         |                       |     | 1・2      |                |
| 17      |           |               |          |    |        |           |          |               |         |                       |     | 3・4      |                |
| 18      |           |               |          |    |        |           |          |               |         |                       |     | 1・2      |                |
| 小 計     |           |               |          |    |        | 6,479,000 |          |               | 270,950 |                       |     | 1・2      |                |
|         |           |               |          |    |        | 5,770,000 |          |               | 270,950 |                       |     | 3・4      |                |

注意：「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

減少資産

記載例のとおり既存の用紙に実線にて見え  
消していただくか、別様式「種類別明細書  
(減少資産用)」をご記入ください。

全部減少資産の記載例

一部減少資産の記載例

増加資産の記載例

当該資産について、次のような事項を摘要欄に記載してください。  
A. 課税標準の特例の適用があるものについては、該当する条項(該当する資産については、その旨の表示、売主の名称等)  
B. 割賦販売資産等売主が所有権を留保している資産については、その旨の表示、売主の名称等  
C. 耐用年数の変更があった場合はその旨の表示  
D. 中古資産で見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示  
E. 他の市町村からの移動等により受け入れた資産については、移動元の市町村名と移動の年月  
F. 過年度申告漏れがあった場合は、その旨の表示  
※令和7年 1 月 1 日以前に取得した償却資産が、当市から送付された種類別明細書にあらためて記載されていない場合は「申告漏れ」の可能性があります。11 ページ「3 過年度の税額修正について」もご覧ください。  
G. その他該当資産の価額の決定に必要な事項

※増加資産を記載しきれない場合は次頁様式をご利用ください。「種類別明細書 (減少資産用)」の様式が必要な場合は三島市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

7

令和 8 年度

1

| ※ 所有者コード |  | ※ | 種類別明細書(増加資産・全資産用) |           |        |    |      |      |          |               |        |                         | 所有者名       |            | 枚のうち |   |
|----------|--|---|-------------------|-----------|--------|----|------|------|----------|---------------|--------|-------------------------|------------|------------|------|---|
|          |  |   | 資産の<br>種類         | 資産<br>コード | 資産の名称等 | 数量 | 取得年月 | 取得価額 | 耐用<br>年数 | 減価<br>残存<br>率 | 価<br>額 | ※<br>課税標準の<br>特例<br>コード | ※<br>課税標準額 | 増加<br>事由   | 摘要   | 枚 |
| 1        |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 2        |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 3        |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 4        |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 5        |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 6        |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 7        |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 8        |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 9        |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 10       |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 11       |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 12       |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 13       |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 14       |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 15       |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 16       |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 17       |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
| 18       |  |   |                   |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            | 1・2<br>3・4 |      |   |
|          |  |   | 小 計               |           |        |    |      |      |          |               |        |                         |            |            |      |   |

注意：「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一



## 4-2 提出していただく書類（電算処理により申告される場合）

申告者自身が電算システム等で作成した申告書(電算処理)により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、すべての資産が分かるよう申告をお願いします。

様式は、全国的に統一された様式（地方税法施行規則第26号様式）を使用してください。

この方法で申告された場合、翌年度以降は当市から申告書や手引きを送付せず、12月上旬に申告依頼のはがきを送付いたします。当市の申告書を必要とされる場合はご連絡ください。

**令和8年1月1日現在所有しているすべての償却資産を申告してください。**

| 償却資産の所有状況       | 償却資産申告書 | 種類別明細書 |       |       | 申告書「18備考」<br>欄記載事項 |
|-----------------|---------|--------|-------|-------|--------------------|
|                 |         | 全資産用   | 増加資産用 | 減少資産用 |                    |
| 資産の増減がない        | ○       | ○      | ×     | ×     | 増減なし               |
| 資産の増加のみ         | ○       | ○      | ○     | ×     |                    |
| 資産の減少のみ         | ○       | ○      | ×     | ○     |                    |
| 資産の増加と減少        | ○       | ○      | ○     | ○     |                    |
| 資産を所有していない      | ○       | ×      | ×     | ×     | 資産なし               |
| 廃業又は事業所を市外へ移転した | ○       | ×      | ×     | ○     | 該当事由及び年月           |

※地方税法施行規則第26号様式に準じて作成してください。

### (1) 申告書作成時に留意していただきたい点

#### ア 償却資産申告書

- ① 「評価額（ホ）」欄、「決定価額（ヘ）」欄、「課税標準額（ト）」欄は必ず記載してください。
- ② 所有者コード欄に当市の申告書に記載されている所有者コードを記載してください。
- ③ 入力用（2枚目の用紙）は提出不要です。

#### イ 種類別明細書（増加資産・全資産用）（減少資産用）

- ① 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価額方法による計算を行い、評価額を記載してください。
- ② 種類別明細書は、資産の種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載してください。
- ③ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載し、該当資産の確認ができる書類を添付してください。
- ④ 改良費のうち税務会計上資本的支出に該当するものは、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行ってください。
- ⑤ 評価計算上の償却可能限度額は、取得価額又は資本的支出の95%としてください。
- ⑥ 入力用（2枚目の用紙）は提出不要です。

### (2) 申告書提出時に留意していただきたい点

マイナンバーを入力して申告いただいた場合、番号法の規定によりマイナンバー及び本人確認が必要となりますので、次のいずれかの書類の添付又は写しの提供をお願いします。

- ① 納税者本人のマイナンバーカード（両面）
- ② 納税者本人の通知カード（記載内容に変更がないもの）＋本人確認書類（写真つき）

※代理人が申請する場合は、代理権確認資料と代理人の本人確認書類もお持ちください。

## Ⅲ 税額等の算出方法について

### 1 課税標準額

令和8年1月1日（賦課期日）現在で、三島市内に所在する償却資産の価額（評価額）を合計したものです。

償却資産の価格（評価額）は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基に算出します。

#### ① 前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率(A)}$$

#### ② 前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \text{減価残存率(B)}$$

※求めた額が取得価額の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%が評価額となります。

〔参考〕 減価残存率表（『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」）

| 耐用<br>年数        | 減価率<br>(r) | 減価残存率        |              | 耐用<br>年数 | 減価率<br>(r) | 減価残存率        |              |
|-----------------|------------|--------------|--------------|----------|------------|--------------|--------------|
|                 |            | 前年中取得<br>(A) | 前年前取得<br>(B) |          |            | 前年中取得<br>(A) | 前年前取得<br>(B) |
| 1               |            |              |              | 16       | 0.134      | 0.933        | 0.866        |
| 2               | 0.684      | 0.658        | 0.316        | 17       | 0.127      | 0.936        | 0.873        |
| 3               | 0.536      | 0.732        | 0.464        | 18       | 0.120      | 0.940        | 0.880        |
| 4               | 0.438      | 0.781        | 0.562        | 19       | 0.114      | 0.943        | 0.886        |
| 5               | 0.369      | 0.815        | 0.631        | 20       | 0.109      | 0.945        | 0.891        |
| 6               | 0.319      | 0.840        | 0.681        | 21       | 0.104      | 0.948        | 0.896        |
| 7               | 0.280      | 0.860        | 0.720        | 22       | 0.099      | 0.950        | 0.901        |
| 8               | 0.250      | 0.875        | 0.750        | 23       | 0.095      | 0.952        | 0.905        |
| 9               | 0.226      | 0.887        | 0.774        | 24       | 0.092      | 0.954        | 0.908        |
| 10              | 0.206      | 0.897        | 0.794        | 25       | 0.088      | 0.956        | 0.912        |
| 11              | 0.189      | 0.905        | 0.811        | 26       | 0.085      | 0.957        | 0.915        |
| 12              | 0.175      | 0.912        | 0.825        | 27       | 0.082      | 0.959        | 0.918        |
| 13              | 0.162      | 0.919        | 0.838        | 28       | 0.079      | 0.960        | 0.921        |
| 14              | 0.152      | 0.924        | 0.848        | 29       | 0.076      | 0.962        | 0.924        |
| 15              | 0.142      | 0.929        | 0.858        | 30       | 0.074      | 0.963        | 0.926        |
| (A) = 1 - r / 2 |            | (B) = 1 - r  |              |          |            |              |              |

### 2 税率及び税額

税率は、1.4%です。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} \ll 1.4\% \gg = \text{税額}$$

(1,000円未満切捨て) (100円未満切捨て)

※税額を計算するときの課税標準額は土地、家屋、償却資産を合算した額になります。

### 3 免税点

償却資産の課税標準合計額が150万円に満たない場合は、課税されません。

## Ⅳ 三島市からのお知らせ・お願い 申告書提出前に必ずご確認ください。

### 1 修正申告のお願い

年度途中に償却資産の調整や修正がある場合は、修正申告をお願いします。

申告書が必要な場合は課税課資産税係までご連絡ください。また、三島市のホームページからもダウンロードができます。

### 2 実地調査へのご協力のお願い

三島市では、適正な課税のため、皆様で管理されている「固定資産台帳」又は「減価償却費計算（明細）書」の写しをご提供いただき、当市の償却資産課税台帳と照合する実地調査を順次行っています。（地方税法第 353 条及び第 408 条）

調査をお願いする際には、別途文書にてご連絡させていただきますが、ご提出をお願いした期日までにご提供いただけない場合には、地方税法第 354 条の 2 の規定により、法人税もしくは所得税の申告をされている税務署で国税資料を閲覧し、当市の償却資産課税台帳と照合させていただきます。

### 3 過年度の税額修正について

申告いただいた資産の中に申告漏れや登録資産の修正がある場合は、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、該当する年度（最大 5 年度分）の償却資産課税台帳及び税額を修正させていただきます。

### 4 申告書控えの返送について

申告書を郵送で提出される方で、市の受付印を押印した申告書の写しの返送を希望される場合は、返信用封筒（切手を貼付し宛名書きしたもの）を必ず同封してください。

※返信用封筒及び切手の同封がない場合は返送することは出来ません。

### 5 虚偽の申告又は不申告の罰則について

正当な理由がなく申告をしない場合や、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、延滞金、過料及び罰金等が科されることがあります。

地方税法第 368 条、第 385 条、第 386 条、三島市税賦課徴収条例第 58 条

### 6 リース資産をお持ちの方へ

リース会社の資産との照合を行うため、リース会社、物品等のリスト（随意の様式）を添付してください（契約番号やリース物件の ID がわかる場合は、記載してください）。

## 7 申告書の記載方法がわからない場合

提出書類の記載方法がわからない場合は、お早めにお問い合わせください。なお、次のような書類を受付窓口にお持ちいただければ、その場で申告を済ませることも可能です。

| 個人の方                                                                                                                | 法人の方                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 簡易帳簿（固定資産台帳）<br>所得税青色申告決算書<br>その他減価償却資産の明細がわかる書類<br>本人確認書類（運転免許証等）<br>※ マイナンバーを記入した申告書をご提出の場合<br>番号確認資料（マイナンバーカード等） | 固定資産台帳<br>法人税確定申告書<br>その他減価償却資産の明細がわかる書類 |

## 8 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条等の規定により、一定の要件を備えた償却資産は課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

### <特例の一例>

- ・ 特定再生可能エネルギー発電設備【太陽光・風力・水力・地熱等】
- ・ 市の認定を受けた中小企業先端設備等導入計画に基づく設備 など

当該資産を取得された場合は種類別明細書の摘要欄に該当する条項を記載するとともに、特例内容に係る添付書類の提出が必要となります。

## 9 エルタックス（eLTAX）での申告について

三島市では、地方税の総合窓口エルタックス（eLTAX）を利用した電子申告等の受付も行っております。

eLTAXのサービス・利用方法の詳細はホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。また、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

### ○ お問い合わせ先（eLTAXヘルプデスク）

電話番号：0570-081459（ハイシンコク）

上記の番号でつながらない場合は 03-6745-0720

受付日：月～金（土・日・祝日及び年末年始 12/29～1/3 を除く）

受付時間：9:00～17:00

## 10 申告書の提出先・問い合わせ先

〒411-8666 静岡県三島市北田町4番47号

三島市役所 財政経営部課税課資産税係 償却資産担当

電話 055-983-2758（直通） F A X 055-983-2696

（ホームページ：償却資産に関すること）

URL：[https:// www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn052826.html](https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn052826.html)

【市ホームページ】



【QRコード有効期限：令和8年1月31日】